

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（21千監（住）第1号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成21年5月29日

千葉市監査委員 古川光一

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 千葉県選挙管理委員会は市の選挙管理委員会及び各区の選挙管理委員会で組織され、それぞれの委員会は委員4名で構成されている。

報酬は特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(千葉県昭和31年条例第17号)に基づき月額で市選挙管理委員会委員長125,000円、委員94,000円、区選挙管理委員会委員長63,000円、委員48,000円が支払われている。

(2) 地方自治法第203条の2(報酬、費用弁償等)では普通地方公共団体は委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員等に報酬を支給しなければならないとあるが、報酬はその勤務日数に応じてこれを支給するとある。但し条例で特別の定めをした場合はこの限りではないとされ千葉県は条例第17号を設けた。

(3) しかし地方自治法第203条の2の特別の定めは、非常勤特別職でも常勤に近い勤務をしている人がある場合や、勤務日数の実態を把握することが困難であり、月額以外に支給方法がない場合などの特別な場合について特別の定めを出来るとしたものであり、非常勤のものを特別の定めさえすれば月額制にしても良いと解すべきではない。

(4) 平成19年1月から12月の市及び区選挙管理委員会の開催日程及び会議時間(証1)を見てみると平成19年は5月に統一地方選挙、10月には参議院選挙があり、例年に比較し選挙管理委員会の仕事が多いはずだが、市選挙管理委員会は16回開催され月平均約1.3日である。又一回の会議時間は平均約83分である。

区選挙管理委員会は12回から多いところで17回あるが市の選挙管理委員会より総じて会議時間が更に短く、ある区では回数は多いが5分の会議が3回も開催されている。

選挙管理委員会委員の中には会議以外に「千葉県有権者の集い」や選挙に関する市街頭啓発活動に参加されている人もいるが年間1~2回程度で1回の活動時間は約1時間である。

従って常勤に近い勤務状況に程遠く、議事録から見ても委員会は多くの時間を必要としていない。

又選挙管理委員は委員会の職責に対しどれだけ理解し、使命感を持って参加しているか、委員に対しアンケート調査を行ったが、職責に対し理解し、使命感を持って参加している、との結果は認められなかった。(証2)

上記から判断して委員への月額報酬を採用すべき特別の事情が存在するとは考えられない。

(5) 千葉県条例第17号では非常勤職員の給与及び報酬については予算の範囲で任命権者が定める額とされ1日につき24,000円を超えない範囲と規

定している。

(6) 月額で支給している報酬を会議実態に照らして日額に計算すると市の選挙管理委員会委員は70,500円、区の委員では会議回数が一番少ない中央区で48,000円、会議回数の多い若葉区で約33,800円(但し時間給換算87,500円)である。又会議以外の市街頭啓発活動、有権者の集いの参加に2日を加算しても、日額24,000円を超えており、世間常識から大きく乖離している。

(7) 千葉県選挙管理委員会規程(平成4年3月27日告示)(証3)によると委員会は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月2回開催すると記載されていた。平成19年度に規定の改定が行われ定例会は毎月1回とするとなった。本規定が告示された当時の開催回数は不明であるが、直近の平成17年及び18年には定例会が毎月2回開催された事実はない。規定違反を続けてきたと判断せざるを得ない。

以上の通り選挙管理委員会委員に対する月額報酬の支払いは、勤務実態を鑑み地方自治法に違反しており、条例を改正し日額報酬に改めるよう千葉市長に勧告されたい。

以上のとおり、地方自治法242条1項の規定により、事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市中央区中央3-15-6 渚法律事務所内

市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉

同 村越 啓雄

3 請求書の提出日

平成21年4月1日

4 監査委員の除斥

大島有紀子監査委員、三須和夫監査委員及び西巻義通監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第203条の2第1項に定める非常勤の監査委員であり、千葉市及び各区の選挙管理委員会の委員と同様、同条第2項の規定に基づき定められた「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第17号。以下「費用弁償条例」という。)」第3条第1項第1号の規定により月額報酬の支給を受けているため、本件監査にあたっては、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 請求の要件審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

千葉市（以下「市」という。）並びに中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区選挙管理委員会（以下「市及び各区選管」という。）の委員に対し月額で報酬が支給されているが、当該報酬の支出が違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象部局

市及び各区選管事務局並びに総務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成21年4月30日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、市及び各区選管事務局並びに総務局の職員が立会った。

4 請求書の訂正内容

請求人は、陳述において、請求書中結語2行目に記載の「条例を改正し月額報酬に改めるよう」を「月額報酬に改めるよう及び条例の改正を提案するよう」に、証1表会議時間平均(分)の項中「29」を「31」に、「35」を「38」に、「32」を「30」に訂正した。

5 関係職員等の陳述

平成21年4月30日に市及び各区選管事務局並びに総務局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 選挙管理委員会の概要

市及び各区選管は、自治法第181条第1項又は同法第252条の20第

4項の規定に基づき設置され、千葉市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）にあっては同法第181条第2項の規定により、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区選挙管理委員会（以下「各区選管」という。）にあってはそれを準用する同法第252条の20第5項の規定により、各々4人の委員で構成される。

上記委員は、同法第182条第1項の規定により選挙権を有する者のうちから市議会において選挙された者であり、その任期は同法第183条第1項の規定により4年であり、市選管委員の任期は、平成20年4月30日から平成24年4月29日、各区選管委員の任期は平成20年4月27日から平成24年4月26日となっている。

(2) 選挙管理委員会委員の職務について

自治法第186条では、「選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。」とされている。

このうち「選挙に関する事務」とは、市長又は市議会議員の選挙、知事又は県議会議員の選挙、衆議院又は参議院議員の選挙、農業委員会委員の選挙などの選挙に関するものをいい、「選挙に関係のある事務」とはこれらの選挙又は当選に関する争訟、直接請求、憲法第95条に定める住民投票、最高裁判所裁判官の国民審査などに関するものをいう。

上記のような事務を処理するため、市選管執行規程第10条第2項の規定に基づき定例会を毎月1回、同条第3項の規定に基づき必要に応じて臨時会を開催し、主に次表に掲げる事項について審議を行っている。

市 選 管	各 区 選 管
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙事務の管理執行 ・ 区選挙事務の指導 ・ 選挙に係る争訟 ・ 投票区、開票区等の増設及び変更の指導 ・ 農業委員会委員選挙人名簿の調整 ・ 直接請求 ・ 住民投票 ・ 啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙の執行 ・ 投票区の増設及び変更 ・ 選挙人名簿の調整 ・ 在外選挙人名簿の登録 ・ ポスター掲示場の設置・管理 ・ 投票立会人の選任 ・ 違法文書図画の調査 ・ 期日前投票 ・ 不在者投票 ・ 裁判員候補者予定者名簿の調整 ・ 検察審査員候補者予定者名簿の調整 ・ 啓発活動

(3) 選挙管理委員会委員の具体的な活動内容

市及び各区選管委員は、定例会や臨時会に出席するのが基本的な活動であるが、それらの他に親子三代夏祭りや有権者の集いなどの各種イベントでの選挙啓発活動への参加、市選管委員にあつては選挙の際の選挙公報掲載順序や選挙立会人のくじへの出席、各区選管委員にあつては選挙の際の候補者氏名掲示のくじへの出席や開票所の監視、さらに市選管委員長にあつては市議会や各種関係団体会議への出席、各区選管委員長にあつては選挙若しくは開票の際の立会人への説明会又は各種会議への出席などを行っている。

(4) 委員報酬の支給状況

自治法第203条の2第1項では、普通地方公共団体の委員会の委員には報酬を支給しなければならない旨規定され、同条第2項では、その報酬は勤務日数に応じて支給し、ただし、条例で特別の定めをした場合はその限りでないとされている。

これを受け市は、費用弁償条例第3条第1項第1号に定める別表第1において市及び各区選管の委員報酬を月額とし、その額を次表月額欄に記載のとおりとしている。

本件請求の日から過去1年以内の支出である平成20年度の委員報酬については、費用弁償条例及び予算会計規則等の各種規程に従い支出されており、その額は次表総支給額欄に記載のとおりである。

区 分	月 額	人 数	総支給額 *1
市選管委員長	125,000 円 (132,000 円)	1 人	1,506,766 円
市選管委員	94,000 円 (99,000 円)	3 人	3,398,499 円
各区選管委員長	63,000 円 (66,000 円)	6 人	4,548,600 円
各区選管委員	48,000 円 (50,000 円)	18 人	10,399,194 円
計		28 人 *2	19,853,059 円

*1 平成20年4月は、委員の改選があり新旧両委員に対しそれぞれ日割計算した額により委員報酬が支給された。なお、同月分の旧委員の報酬額については、平成18年7月の費用弁償条例改正の際に設けられた経過措置により（ ）内に記載する改正前の額を基に算定された。

*2 上記改選により実際の支給対象者は45人である。

2 監査対象部局の説明

(1) 選挙管理委員会委員の職責及び職務の重要性について

選挙は民主主義の基盤をなすものであるとともに、国民が主権者として政

治に参加する最も重要な機会であり、選挙管理委員会の委員は、この大切な選挙を公明かつ適正に執行するという重大な職責を担っている。

それは、定例会や臨時会に出席するだけでなく、委員には、議案の検討等にあたっての準備を行うほか、常に調査・研究を行うなど豊富な知識・経験を取得することが求められており、法に基づく権限を行使するに当たり、専門的かつ多岐に亘る高度な判断が要求される。

加えて、日常的に事務局と連絡を取る必要があり、さらに、選挙期間中は公職選挙法に基づき適正な執行がなされているか絶えず注視するほか、日頃から調査・研究や啓発活動を行うことも委員の重要な職務である。

また、平成19年度の参議院議員通常選挙において若葉区で開票の集計誤りが発生した際には、急遽臨時会を開催のうえ記者会見を開くなど、公正な選挙を害する不測の事態が生じた場合には、速やかな対応を図るとともに、必要に応じ緊急記者会見などを開き、有権者に対し対応策の発表をしたり、謝罪することもある。

このように、選挙管理委員会委員は重大な職責を負い、職務内容も単に会議に参加するだけでなく、日頃の活動も職務の一環である。

(2) 過去2年の市及び各区選管委員の活動状況について

ア 市選管の状況

平成19年度には、定例会を14回、臨時会を1回開催したほか、有権者のつどいや親子三代夏祭りなどにおける啓発活動を4回行い、その他選管委員長が市議会や指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議へ出席するなどの活動を12回行った。

平成20年度には、定例会を12回、臨時会を4回開催したほか、上記と同様、啓発活動を3回、その他の活動を9回行った。

定例会では、市選管規程の改正や各種直接請求に必要な選挙人の数などについて審議を行ったほか、葬儀における生花等への候補者名の掲示に係る対応策など各委員が独自で把握した内容について議事終了後別途意見交換を行った。

また、臨時会では委員長の選出や市長又は市議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料代等に係る公費負担制度の手続の適正化などについて審議を行ったほか、平成19年7月の参議院議員通常選挙において若葉区で集計誤りが発生した際には、その原因確認や再発防止策、さらに当日行われる記者会見での対応などについて議論を行うとともに、各区選管に対する指導を行った。

イ 各区選管の状況

平成19年度には定例会を9回から12回、臨時会を1回から4回開催したほか、駅前やスーパーにおいて明るい選挙推進協議会と合同で啓発用のポケットティッシュを配布するなどの啓発活動を1回から5回行い、その他開票作業時の管理監督業務などの活動を6回から12回行った。

平成20年度には定例会を11、2回、臨時会を3回から5回開催したほか、上記と同様、啓発活動を2、3回、その他の活動を3回から9回行った。

定例会では、各区選管規程の改正、選挙人名簿や在外選挙人名簿の登録や抹消などについて審議を行ったほか、若葉区においては上記集計誤りに係る事の顛末について、また稲毛区においては議事終了後に個人演説会会場外に掲出されたのぼり旗について委員から報告がありその対応策について、その他の区においては若者の投票率の向上等について意見交換を行った。

また、臨時会では委員長を選出、選挙執行の際の投票所や開票の場所、またその管理者などについて審議を行った。

(3) 月額報酬について

市及び各区選管委員に対する報酬については、当該委員の継続的な職責や職務の内容又は態様等に鑑みて月額としている。

これは、自治法第203条の2第2項ただし書の趣旨に反するものでなく、現に全ての都道府県及び他の政令指定都市において、委員の報酬は月額とされている。

また、報酬額については、報酬審議会の答申を受け改定する市長等の給料及び議員の議員報酬の改定方法に準じて改定したものである。

他の政令指定都市と比較しても、市選管については、18政令指定都市中、浜松市、岡山市、静岡市、新潟市に次いで5番目に低額であり、区選管については、報酬が未設定である岡山市を除いた17政令指定都市中、新潟市、浜松市に次いで3番目に低額である。

以上のことから、委員報酬は月額とすることが適当であり、その額についても「世間常識から乖離している」ものではなく、請求人の求める条例改正は必要ないと考える。

3 判断

本件監査請求は、次の理由により却下する。

(理由)

請求人は、市及び各区選管の委員報酬を月額で支給していることは、勤務実態に鑑みると自治法第203条の2第2項の趣旨に違反していると主張しているが、当該報酬は、同条第4項により、その額及び支給方法を条例で定めなければならないこととされ、この規定に基づき制定された費用弁償条例や予算会計規則等の手続に従い支給されているものである。

また、請求人は、市及び各選管の会議録などから推察して、会議内容の実態が乏しいことや日頃の活動においても選挙管理委員会委員としての重要な職

責を果たしていないなどとして、月額報酬の支出が不当に多額であると主張しているが、要するに、費用弁償条例が違法であるから改正すべきであるということに他ならない。

しかしながら、住民監査請求における監査請求の対象となる行為は、自治法第242条第1項に定める違法若しくは不当な公金の支出などの財務会計上の行為に限られるものであり、これらの財務会計上の行為の根拠となる条例そのものまでをも対象としているものではない。

なお、この点について、請求人は陳述において昭和37年3月7日の最高裁判決を引用し議会の議決があったからといって違法な支出が適法になるわけではない旨主張するが、上記最高裁判決は、議会の議決に基づき行う公金の支出等について執行の禁止、制限等を求めることができるとは述べているものの、条例そのものが監査請求の対象となることを認めたものではない。

以上のことから、費用弁償条例そのものが違法であるとの請求人の主張は、自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為について監査を求めるものとは認められず、本件監査請求は、住民監査請求としての要件を満たすものではなく、不適法なものと判断する。

(意見)

結論は上記のとおりであるが、この際、意見を述べることとする。

市及び各区選管委員は、定例会や臨時会に出席するほか、公明かつ適正な選挙が執行されるために、様々な課題についての意見交換や投票率向上などの啓発活動を行うとともに、各種対策についての議論もしているところであるが、それらの活動内容について必ずしも市民に周知されているとは言えない。

今後、こうした活動をさらに充実するとともに、市及び各区選管委員の活動状況や報酬のあり方について、市民に対する説明責任が果たされるよう努められたい。